

Title	戦前日本における家事労働の経済的評価に関する論争：評論家・清沢冽による「妻君業」をめぐって
Author(s)	木村, 涼子
Citation	大阪大学大学院人間科学研究科紀要. 2022, 48, p. 235-252
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86870
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

戦前日本における家事労働の経済的評価に関する論争
—評論家・清沢冽による「妻君業」をめぐって—

木 村 涼 子

目 次

1. 今日における家事労働に対する経済的評価
2. 『婦人公論』誌上で発表された清沢冽による「妻君業」論考
3. 清沢論文の背景となるアメリカ The Nation 誌での論争
4. 『『細君の俸給』問題是非』についての識者 55 人の回答
 - 4-1. 反対意見の論拠
 - 4-2. 賛成意見の論拠
5. おわりに

戦前日本における家事労働の経済的評価に関する論争 — 評論家・清沢淵による「妻君業」をめぐる —

木村涼子

1. 今日における家事労働に対する経済的評価

1997年、経済企画庁が『あなたの家事の値段はおいくらですか?』というタイトルで、無償労働をSNA（国民経済計算体系／国民勘定体系：System of National Accounts）の中で非市場生産と位置づけ、その貨幣評価の推計結果を公表した時には、大きな話題を呼んだ。女性が家庭内で行う家事労働に対する経済的評価が可能かどうかについては、学術的にも、フェミニズムや労働運動の文脈などでも繰り返し議論されてきたが、一般的な市民感覚からすれば、やや現実離れした話題だった。当時（現在でもそうかもしれないが）、主婦労働に「値段」をつけるという発想やその発想に沿っての厳密な推計は、目新しく感じられるとともに、社会的な注目を集めた。

この経済企画庁の推計報告書が生まれた背景には、無償労働を評価する必要性への認識が国際的に高まってきていたことが挙げられる。世帯内における家事・育児や介護・看護のみならず、地域や社会におけるボランティア活動、さらには家内自営業において経済的評価がなされていない労働など、市場を介さない種々の無償労働が、国内およびグローバルな経済活動の重要な一部を構成している。20世紀にはそうした無償労働は基本的に無視されていたが、1990年代以降、それらが国民経済計算体系(SNA)に反映されてないことの不合理が認識されてきている。

女性が主として担う家事労働が不払い(unpaid)の状態に置かれていることに対して、1960年代から70年代に隆盛した第二波フェミニズムが異議申し立てをし、1980年代には学術的課題としても本格的に取り上げられるようになった(木村2007)。日本では「主婦論争」において議論されたことがよく知られている(上野1982)。フェミニズムの潮流による家事労働への正当な評価の要求は、1995年に北京で開催された第四回世界女性会議の行動綱領において、「SNAに含まれない無償労働の価値を数量的に評価」すること、そのために「サテライト勘定又はその他の公的な勘定体系に反映できる方法を、適切な討論の場において開発」することが、国際的に必要な取り組みとして共有された。1990年代の後半この行動綱領を受けて、無償労働の貨幣評価の試みがグローバルに広がったのである。

国連など国際機関やEUをはじめとする欧米諸国を中心に各国で、市場における経

済活動との比較などが可能な形で、無償労働を経済活動として算定する試みが盛んとなり、SNA との関係定義しつつ、SNA とは異なる計算体系（家計サテライト勘定：Household Satellite Accounts）が確立されてきている。

日本でも、北京行動綱領実施に向けて、1996年の男女共同参画審議会答申で無償労働の経済的評価が検討事項となり、それが、先述の1997年経済企画庁の報告書に結実したわけである。それ以降、1998年、2009年、2013年、2018年と断続的ながら継続して無償労働（特に家事活動を中心に）の貨幣評価に関する調査や試算が公表されている。最新の報告書『無償労働の貨幣評価』（内閣府経済社会総合研究所、2019年修正版公表）によれば、GDP（国内総生産：Gross Domestic Product）に占める無償労働の貨幣評価額の名目比率は、算定方法（機会費用法：OC法、代替費用法スペシャリストアプローチ：RC-S法、代替費用法ジェネラリストアプローチ：RC-G法）によって幅があるものの、20%前後という相当の比率にのぼることが明らかになっている。しかも、それは、1981年の13.9%～19.8%（同上）から、2016年の18.8%～26.6%（同上）へと上昇している。

無償労働の経済的評価は今や国際的潮流となっているが、その源流は実は先述の第二派フェミニズムよりももっと昔にさかのぼることができる。本研究では種々の無償労働の中でも、家庭において女性の家族成員が行う家事・育児・介護、すなわち近代的な主婦労働に注目し、主婦というライフスタイルが確立途上にあった近代初期（ここでは19世紀末から20世紀初頭を指す）に、主婦による家事労働が無償／不払い労働（unpaid work）であることについて何が論じられていたのかを明らかにする。

2. 『婦人公論』誌上で発表された清沢冽による「妻君業」論考

戦前における主婦労働の無償性についての議論を検討するために、当時社会的影響力があったマスメディア、その中でも『婦人公論』（中央公論社）という婦人雑誌を取り上げる。

家事労働の経済的価値についての議論も含まれていた1950年代から1960年代にかけての「主婦論争」の主要な舞台は、『婦人公論』であった。『婦人公論』は、1916（大正5）年に創刊され、高学歴女性をターゲットに「知識階級」の論壇たることを重視した婦人雑誌として確固とした地位を築き、戦後は多少編集方針を変えながら現在も続く長寿雑誌である。

戦前の『婦人公論』において、「女性はどうあるべきか」「女性はいかに生きるべきか」を論ずる論説記事は、創刊以来戦時中の休刊までの約30年間、常に重要な位置を占め続けていた。特に、女権拡張を編集の旗印にはっきりと掲げていた嶋中雄作編集長時代の『婦人公論』は、女性解放の世論をリードする立場にあり、誌上で繰り広げられた主張や論争は、時代を代表する女性論であったと言っても過言ではない。女性史上重要な位置を占める「母性保護論争」の主な舞台でもあった。「母性保護論争」とも関わるが、そも

そも女性が社会的な職業につくこと自体がのぞましいかどうかという、女性の就業の是非についての議論は継続的に取り上げられる重要なテーマであった。

そうした議論の中でも1926(大正15)年6月号の『婦人公論』に発表された清沢洌(きよし)の「妻君業」(pp.18-31)は、主婦の労働の経済的価値について論じた、当時としては非常に目新しい論考であった。『婦人公論』同号は清沢論文に続けて「『細君の俸給』問題の是非」という特集を組んで著名人55名に意見を求め、その回答を掲載している(pp.32-45)。筆者は、木村(2007)において、「(『細君の俸給』問題の是非)についての) 著名人たちの反応のほとんどは、きつねにつままれたような戸惑ったものでしかなく、それ以上人びとの関心を引くことができなかつたようだ」(p.223)と論じたが、ここではあらためて55人の回答を主婦労働の経済的評価に関する論争と位置づけ、詳細な分析を行い、異なる結論を導く。

発端となった論説「妻君業」を執筆した清沢洌は、1890(明治23)年生まれのジャーナリスト、評論家であり、戦前に外交問題を中心に多数の著作を出している。思想的には自由主義者であり、太平洋戦争開戦には反対の姿勢をとり、戦時中歴史的記録とすることを目指して書いた「戦争日記」が、敗戦直前に55歳で没した後、1954年に『暗黒日記』(東洋経済新報社)として出版されたことでも知られている。

清沢洌が『婦人公論』に発表した「妻君業」は、彼の女性論をまとめた単行本『モダンガール』(1926年 金星堂)にも「職業としての細君」と改題され所収されている。なお、清沢は『婦人公論』1926年6月号に「妻君業」を発表する直前の1926年4月、『中外商業新報』の「家庭クラブ」欄に「女房に給金を支払ふべし 夫の立場は資本主 株式組織で持つ家庭 考えたアメリカの女」という小文を無署名で発表している(松田義男「清沢洌著作目録」(2021年7月2日改訂) <http://ymatsuda.kill.jp> 2021年9月25日閲覧)。以下、清沢による「妻君業」の議論の概要をみてみよう(引用は読みやすさを重視し、当用漢字や現代仮名遣いに変えている)。

清沢は冒頭で、「世の中に妻君業ほど、ましょくに合わない商売はない。この資本主義全盛の世の中に、どこに行つたって、報酬を得ないで働くなどという阿呆らしいことはありはしない。女中に行つたってこの節口をあづけて十五円や二十円になる。それでも仕事だけがなくて、人間がなくて困っておる現状である。ところが、こうして他人のために働いて立派に給金をとる婦人が、さて一度結婚して、人の妻君になると殆どお小遣いにさえもありませんことが多い。こんな不合理なことが、世の中にたんとあるだろうか。」(『婦人公論』1926年6月号、p.18)と、主婦の無償労働の不合理を主張する。

次に、ペーベルの著作の翻訳『婦人』からの引用をした後、「『内助の功』とか『家庭の女王』とか今までありきたりの言葉を使つても、婦人が外で働く男を助けて、その家庭の地歩を築くものであることは明瞭である。ところがこうして二人の努力でできあがった家庭と財産は、できあがってしまうと二人のものではなくて男のものになるのである」(同上、p.19)と、財産権もなく家庭で「主人(マスター)」の地位にある男性に従属せざるを得

ない女性の立場の劣悪さを批判する。

それらを踏まえて、清沢は「女は三界に家なしというが、せめて働いたものだけは自分の所得となっても罰は当たらないようである。そこで近頃は欧米では、やかましく妻君に対する給料、**Wages for Wives** ということが称えだされている」(同上、p.19)と、主婦に対する賃金論を紹介しはじめる。

清沢は主婦への賃金論の例として、欧米諸国におけるフェミニズム運動を反映したロンドンやアメリカでの討論会を取り上げるのだが、その前に、女性も男性と同じく経済的に自立し、子育ても国家が責任をもつといった社会主義的な結婚・家族制度の理念をかなり肯定的に解説している点が興味深い。ただ、そのための社会主義革命という手段は「余りに性急に過ぎ、歴史の環境に培われた人間の習性を無視しすぎている」(同上 p.22)と退け、欧米での動きに日本の行く末のモデルを見出そうとする。

紹介されたエピソードの一つ、ロンドンでの「面白い討論会」(同上 p.22)は、探検家であるミッチェル・ヘツヂエスと女性議員「ウィルキンソン嬢」(注 エレン・ウィルキンソン Ellen Wilkinson 1891-1947、イギリス労働党の政治家、教育大臣を務めた)による「婦人が外に出て働くことの可否」についてのものだった。女性が家を守るのは天命だというヘツヂエスに対して、ウィルキンソンは、「たとえば鉱夫の妻君を例にとってもいい、かの女は毎日夫を送り出す用意をし、風呂をつくり、着物を洗い、朝から晩まで屋内労働に服し、その他に子供を育てねばならない。これ等の隠れた努力を無視して、どうして英帝国の発展が論ぜられますか」(同上 p.23)と反論したという。西洋でも日本でも女性差別があったこと／あることを清沢自身が認めた上で、イギリスでは既婚女性の財産権を拡大する方向での法改正が続いたことを紹介し、日本の状態と比較し、高く評価する。

女性の従属的地位を改善するためには経済的な独立が必要であるということが清沢の一貫した主張である。「こう考えて来ると、その経済的独立はどうして得られるかという問題になって来る。それには二つの道がある。一つは婦人自身が外に出て働いて自ら稼ぐことであり、第二には結婚して家庭をつくるとすれば、自己の労力をして経済的価値あらしむることである」(同上 p.25)。経済的独立のための前者の道については、産業革命後日本でも雇用されて働く女性が増えており、それは大きな進歩だとする。ただすべての女性が、特に結婚後に社会で働くことはむずかしいがゆえに、妻君に給金を与えてはどうかという話に発展する。

「こうなると話がしよくなる。『妻君業』は立派な職業である。戸籍調べや、国勢調査では『無職』と書こうが、『妻』と書こうが、夫のために一家のために立派に労力を提供している職業である。すでに職業である以上は、資本主義国家においては当然給料が伴う。細君に対する給料説はここから出てきた。」(同上 p.26)。「併し一応断っておくが、『妻君に対する給金』というのは一妻君そのものに対する報酬ではないということである。…(注略) …

それは妻君が家庭においてなすところの職業的な仕事に対する給金だという意味にすぎない。この意味の給金は、今や米国あたりでは大分主張もされ、また実行もされている。…(注略)…ところがさて実行手段になると、まだ標準すらも決定していない状態である」(27頁)。

ここで、清沢は *Wages for Wives* という節タイトルからはじまる本” *These Women*” (1925, Cocomopolitan Book) を書いた、アメリカのジャーナリスト、ウィリアム・ジョンストン (William Johnston : 1871-1929) の議論を紹介する。ジョンストンは、その著作” *These Women*” で、妻に対する給料の算定のために、世帯に必要な予算を収入から差し引いたのち、残る剰余を夫婦で二分する方法を提示した。清沢はそれを引用した後、この方法では、夫の収入の多寡によって、妻と夫の収入格差の程度が異なるということと、夫婦を雇主と雇人の関係におくという問題が生じると指摘する。別の算定方法として、「ある論者は又妻君の仕事に対し、市場と同じ給料を支払えといっている物もある。即ちたとえば普通の女中が二十円ならば、妻君は女中のなさない仕事もするのだから二十五円を支払うとする。(同上 p.27) という、現在の家事労働の貨幣評価の際の代替費用法 (RC法 : Replacement Cost method) に相当する考え方を示す。

それらを論じた上で、ロンドンの討論会の次に紹介されるのがニューヨークでの討論会の様子である。当時のアメリカの代表的な雑誌 *The Nation* が誌上および五番街のレストランでの公開討論会で、妻に給料を与えるの可否について議論を闘わせる企画を行った。討論者は、妻への給料には反対の弁護士アーサー・ヘイス (おそらく「ヘイズ」の誤りと思われる) と、賛成とする女権拡張論の政治家ドリス・スティーブンスの二人であった。清沢は二人の主張をそれぞれ解説した上で、スティーブンスによる家庭株式会社論の合理性を認め、「日本においても新しい夫婦間で、多少の習性を加えて実行し得べきものと思う」(p.30) と提言している。

では、清沢論文のハイライトとなっている、*The Nation* による討論がどのようなものであったのか、次節でそもそもの *The Nation* 誌面記事から確認する。

3. 清沢論文の背景となるアメリカ *The Nation* 誌での論争

清沢が「妻君業」の後半部分で紙数を割いて紹介した、*The Nation* の誌上討論および公開討論会はどのようなものであったのか。

まず、1926年の1月20日号の *The Nation* にて、アーサー・ガーフィールド・ヘイズ (Arthur Garfield Hays : 1881-1954) が、「妻に対する賃金 : I 否定的報告 (*Wages for Wives : I A Negative Report*) と題する記事を公表し、その次の号である1月27日号には、ドリス・スティーブンス (Doris Stevens : 1888-1963) が「妻に対する賃金 : II 合資株式会社としての家庭 (*Wages for Wives : II The Home as a Joint-Stock Company*)」と題する、ヘイスへの反論を展開している。

この討論がなぜ 1926 年に企画されたかについて、これは一つの推論にすぎないのだが、**Wages for Wives** というタイトルのコメディ映画が、1925 年 12 月 15 日にアメリカで公開されたことが、広く人々の関心を引くきっかけの一つとなったのではないと考えられる。この映画の主題はまさしく妻に対する賃金の可否でありあらすじは以下のとおりだ。プロポーズされた女性主人公が、給料の半分を妻への賃金にする条件で結婚に応じたところ、結婚後夫がその約束を守らないので、ストライキを起こす。彼女の母親や姉妹もピケラインに参加し、そのうち町のすべての女性が男性の支配に対して反乱し始め、夫たちは料理や洗濯にてんてこ舞いする様子がコミカルに描かれる（この映画のフィルムは失われており、鑑賞できない。あらすじ情報は下記より

<https://www.allmovie.com/movie/wages-for-wives-v115795> 20210915 最終閲覧)。(注 映画 **Wages for Wives** とは、1h 10min の Comedy ジャンルのサイレント映画、12 月 13 日アメリカで公開、配給は FOX、監督：Frank Borzage、脚本：Kenneth B. Clarke、出演：Jacqueline Logan, Creighton Hale, Earle Foxe)。詳細は次の機会に譲るが、この映画のタイトルにもなっている **Wages for Wives** という概念や考え方は、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて 1920 年代より以前に欧米では婦人参政権運動や労働運動に関わって使われ、折々に議論されていたことが種々の文献から伺える (Owen(1912), Baker(1912), Walsh(1917) など)。

ヘイズとスティーブンスの誌上討論の内容をたどろう。

ヘイズは「妻に対する賃金：I 否定的報告」において、「多くのフェミニストは、女性の経済的自立の時代において、既婚女性が（家庭内の）サービス労働の報酬として給料を受け取ったならば、その地位が向上するだろうと考えている。それゆえ、妻への賃金という問題は、白熱しているほどではないにせよ、刺激的な話題である」（筆者訳、**The Nation** 1926 年 1 月 20 日号 p.54）とテーマの重要性は認めた上で、結論としては妻に賃金を支払うという考え方には反対を表明する。ヘイズは理想主義的な夫婦が、妻の労働にふさわしい賃金を計算することで夫婦間の平等を達成しようとした場合にどんな混乱が生じるかを描き出した。混乱とは、まず妻の労働に対する賃金を経済的に算出することが不可能に近いということ、妻への賃金支払いを実行した結果、結局は家庭というものが温かさを失い破壊してしまうというディストピアが見通せるということである。

また、賃金は労働に対する報酬であるが、そもそも夫は妻の労働に関わらず、妻の生活を経済的に保障すること（仮に離婚したとしても）が社会的に期待されているのであるから、それ以上に賃金を支払う必要はないのだと結論づける。

これに対して、スティーブンスは、妻に対する賃金の必要性和正当性を主張する立場から、自らの論考を「おそらく遠い奥地の少数の詳細不明な部族を例外とすれば、世界中で、女性は報酬なしに労働する唯一の存在である」（筆者訳、**The Nation** 1926 年 1 月 27 日号 p.81）という言葉でスタートさせる。家庭にある女性は、労働の多寡にかかわりなく、また様々な事情があるにせよ、金銭的報酬なく働いているという点で共通しており、

そういう意味で女性は今もなお奴隷であると明言する。スティーブンスは、全米女性参政権協会 (**National American Woman Suffrage Association**) の活動家で、教育やソーシャルワークの面でも活躍したフェミニストであり、その考え方が明確にあらわれているといえよう。

現在の結婚制度において女性は奴隷状態に置かれているという現状認識に基づき、それを改善するために、結婚に際して相互扶助に関する契約を結ぶことが提案される。契約の前提となるアイデアは、家庭を夫婦によって経営される合資の株式会社 **a Joint Stock Company** とみなすということである。夫は資本金 (**maney-capital**) を稼いできて家庭という株式会社に投資し、妻はその資本を運用する労働 (**labor-capital**) を担う。たとえば、子どもの教育費用や家庭運営の資金として資本金を使うが、その剰余は会社の利益として、夫婦双方が満足するように分配、自由に消費してよいと考えるのである。家庭を合資の株式会社として経営する方法や利潤配分の方法についての契約を、夫婦が結婚する際に作成して互いに守るようにする。契約は事情の変化に応じて書き換えるにせよ、夫婦のいずれかが勝手に契約を反故にすることがないように、法律上の制約を受けるように制度化することも提案されている。

以上のようにスティーブンスは、家庭株式会社論によって、家庭の主婦の経済的自立を図ろうとする。主婦は、たとえば国勢調査において「無職」と書き込むことが強いられるが、家庭という会社の経営者として職業に従事していると自己主張することができ、またそれが社会的に認められるべきだとの主張がなされる。

誌上討論後の2月4日に、ニューヨーク五番街のレストランにて、「妻に対する賃金」をテーマに公開討論会が開催された。**The Nation** の編集主幹 (**managing editor**) であったフリーダ・キルチウエイ (**Freda Kirchwey** : 1893-1976) (注 マアリー・フレデリカ "フレダ" キルヒウエイは、**The Nation** 誌の編集者を長く務め、自由主義的な女性ジャーナリストとして活躍した人物) を司会に据え、ヘイスとスティーブンスが「妻に対する賃金」について議論を闘わせた。

公開討論会の告知は、**The Nation** 誌上で前年の1925年から何度かなされていた。これは、**The Nations** がほぼ月一回定期的に開催していた **Nation Dinners** と題する公開討論会のシリーズの一つだったことが誌面告知から読み取れる。公開討論会シリーズは、五番街のレストランで午後7時から、ディナー付きで開催され、定期購読者 (**Nation subscribers**) とそのゲストが招待されていたようだ。シリーズチケットは9ドル、一回だけのチケットは2.5ドルと記載されている。ちなみに、「妻に対する賃金」公開討論会前後のテーマを見ると、1925年11月「中国：1925年の試練 (**China: The Acid Test of 1925**)」、12月「男性は機械か (**Is Man a Machine?**)」、1926年1月「タブロイド紙 (**The Tabloid Newspaper**)」、3月「文芸批評は重要か (**Is Literary Criticism Important?**)」など、当時のニューヨークの、おそらくはミドルクラスのインテリ層の関心事が推測される。それら国際政治、マスメディア、社会評論的な話題の中に、「妻に対する賃金」というテ

マも位置づけられていたわけだ。

公開討論会で具体的な内容についての記録は *The Nation* 誌上では見つけることができていないが、1926年3月のオハイオ州のゼインズビル市の新聞 *Zanesville Times Signal* には、一ページ全面を使って「結婚契約は機能しない！ (Marriage Contracts won't work!)」と題する記事 (Stephen 1926) が掲載されており、夫婦の間で収入を半々に分けることを決める結婚に際しての契約についてのスティーブンスの提案が、ヘイズによって否定される様子が二人の顔写真やイラスト入りで紹介されている。この討論ないし討論会は話題となり、他にも報じるメディアがあった可能性は高い。



4. 『細君の俸給』問題是非』についての識者 55 人の回答

アメリカでの討論に刺激をうけた形で、清沢による「妻君業」が執筆され、『婦人公論』はそれを格好の論争の種と考えたことが推測される。編集部は多くの識者に、おそらくは「妻君業」の原稿を送った上で、「細君の俸給」問題についていかに考えるかの回答を求めたようだ。

回答結果を列挙した『細君の俸給』問題の是非』記事の冒頭は次の文章で始まる。「近頃『細君に俸給を支払うべきか否か』の問題がアメリカの雑誌を賑わしています (委しくは本誌掲出清沢冽氏の『妻君業』参照)。これには種々の異論もありましょうし、支払うにしてからが非常に面倒な問題で、邦国などには早速実行されそうもない問題ではありますが、こういう議論が出るには出るだけの理由はあることでして、軽々に見逃すことのできない問題であろうと思ひまして、茲 (ここ) に大方の諸君子に質して研究してみたら、何かの参考になろうと思つて此の問題を提供することにしました。そうして斯く賑々しき御高見を拝聴することを得たのは読者諸君と共に喜びとするところであります。」(『婦人公論』1926年6月号 p.32)

表1 「細君の俸給」問題是非について識者の回答一覧（合計55人）

「細君の俸給」 問題是非につい ての意見	人物名（*は女性）	「細君の俸給」 問題是非につい ての意見	人物名（*は女性）
反対（33人 うち女性2 人）	高島素之(社会思想家、国家社会主義者) 帆足理一郎(哲学者、評論家) 島村民蔵(劇作家) 上司小剣(ジャーナリスト、作家) 室伏高信(ジャーナリスト、評論家) 三宅やす子(作家、評論家)* 石原純(理論物理学者、歌人) 白柳秀湖(作家、評論家) 新居格(評論家) 近松秋江(作家) 植原悦二郎(政治家) 堀江帰一(経済学者・財政学者) 松本君平(ジャーナリスト、政治家) 小川未明(作家) 市川源三(女子教育家) 宮田修(女子教育家) 倉橋惣三(教育家、児童心理学者) 布施辰治(弁護士、社会活動家) 岸邊福雄(幼児教育家) 小川隆四郎(産児調節運動家) 田川大吉郎(評論家、政治家) 堺利彦(思想家、社会主義者) 藤森成吉(小説家、劇作家) 澤田謙(作家、評論家) 平林初之輔(作家、文芸評論家) 土田杏村(哲学者、評論家) 馬場恒吾(評論家、ジャーナリスト) 中村武羅夫(作家) 北聆吉(評論家、政治家) 稲原勝治(ジャーナリスト) 松岡久子(作家、翻訳家) 生方敏郎(評論家、ジャーナリスト) 与謝野晶子(歌人、評論家)*	賛成（15人 うち女性3人）	安部磯雄(政治家、キリスト教社会主義 石井満(ジャーナリスト、教育家) 金子しげり(婦人運動家)* 石川三四郎(作家、アナキスト) 高橋亀吉(ジャーナリスト、経済学者) 杉村廣太郎(ジャーナリスト) 星島二郎(弁護士、政治家) 青野季吉(文芸評論家) 下田将美(ジャーナリスト、随筆家) 西川文子*(作家) 片山哲(弁護士、政治家) 千葉亀雄(ジャーナリスト、評論家) 一條忠衛(評論家) 向軍治(ドイツ語学者、反戦活動家) 奥むめお(婦人運動家)*
	限定的賛成（3 人）		内ヶ崎作三郎(政治家) 木村久一(教育学者、百科事典編者) 生江孝之(キリスト教社会事業家)
	不明（4人、う ち女性1人）		高島平三郎(教育者、心理学者) 北澤次郎(経済学者) 北川千代(児童文学者、赤瀾会)* 小牧近江(フランス文学者、社会運動家)

アンケートの依頼に対して応えた識者は先述したように55人であり、政治・学術・実践家・婦人活動家、文化人など多方面にわたる。55人の回答傾向を「細君の俸給」への賛否で整理したものが表1である。

明確に「反対」を表明していないもの、内容を読むと反対と判断できるものは「反対」に数えた。賛否が読み取れなかった回答は「不明」とした。結果、「反対」と回答した人が33人（そのうち女性は2人）、「賛成」と回答した人は15人（そのうち女性3人）、「賛成だが実現不可能」といった「限定的賛成」回答が3人、「不明」と分類された回答が4人（そのうち女性1人）となった。「反対」意見が「賛成」意見の二倍以上を数える。

以降、反対と賛成のそれぞれの根拠をみていこう（以下、引用はすべて『婦人公論』1926年6月号より）。

4-1. 反対意見の論拠

まず、33人にのぼる「反対」意見の中で展開されている論拠の典型的なものは4つに

分けられる。

第一に、夫が妻に賃金や俸給を支払うことは、雇用関係になることを意味し、それは夫婦関係の本来にもとるから反対だという理由だ。

「夫妻関係は経済的に共同関係であって、断じて雇用関係であってはなりません」（石原純 p.34）。「道徳的に考えれば、いわゆる偕老同穴で、その間に金銭上の雇用関係を交ゆべきものとは思えません。仮に是が可能としても、妻が俸給を受けることによって生じる悲劇は、該問題の反対論者たるヘイスが述べた通り、老後に至って一層悲惨な境地に陥ることになるでしょう」（宮田修 p.38）。

そのことは女性を侮蔑することでもあるという反対理由につながる。

「現在経済的に婦人が不利な立場にあることは事実であり、もっと婦人が人間としてその才能を發揮する、人生を享樂する権利を男子と同等に有すべき。しかし、『細君に俸給を支払う』といった観念は『婦人を侮蔑するもの』（植原悦二郎 p.35）。「女性を侮辱すること甚だしい。現在の『細君』なるものを、一種の労役者（娼婦兼乳母、看護婦、下女、お針等々）と見る」（上司小剣 33 頁）に等しい。「細君を雇い女、又は下碑の地位に引き下げるものであるからです。家庭に於ける細君は、過ぎに於いて少なくとも主人と平等の地位に立たなければならぬ。如何に主婦というものが惨めだとて、それは改善の方法が他にある思う。賃金奴隷制度に類する地位に細君を置くことは、断じて良いことではない」（松本君平 p.37）。

愛情で結ばれているはずの夫婦の間に金銭が関わることへの抵抗感が読み取れる。また、経済的評価とは無関係に主婦の労働は尊いと考える思想の広がりも注目される。

第二には、妻に給料を支払えるほどの金額を稼ぐ夫は数少ない。庶民には無関係の話だと、社会階級的視点から否定する理由が挙げられる。これらの理由が述べられる際には、家庭における女性の地位の低さを問題視し、妻への賃金を検討するという問題設定の意味は理解している場合が多い。だが、妻への賃金という形での女性差別の改善は、労働者階級の貧困状態がある限り不可能だと結論にたどり着く。社会主義者である堺利彦の回答はその典型である。『給料なしの女中』というのが多くの細君に当てはまる評語である以上、その給料を支払うのが当然だという議論が出るのは当然です。然しご亭主の収入が幾らでもない場合、幾ら議論したって駄目な話です」（堺利彦 p.41）。

第三に、妻に支払うなら、夫にも支払うべきではないか、自分の家では妻が財布の紐を握っているから夫の方が「惨め」だといった、そもそも問題設定を受け入れられない反対理由も多い。社会思想家の高島素之の場合、自分は妻に給料を全部渡している。これでは「主婦が惨めなのか、旦那が惨めなのか分かりやしない」と述べる（高島素之 p.33）。小川隆四郎もまた、自分の収入は妻が管理しているから、「故に拙家では経済から言うと妻が主人であって私は養われている者である」（小川隆四郎 p.39）という。

第四に、アメリカナイズへの抵抗感が反対の論拠となっている場合も散見される。たとえば、モガを論じたことで知られるジャーナリスト、新居格は、「一見面白いようで、

僕らも冗談にはそんなことをいうこともあり、相応の理屈もありますが、要するにアメリカ人好みのくだらぬ問題だと思います。同時にブルジョア・リベラリストの暇が生んだ考えです」(新居格 p.35)と退ける。室伏高信や藤森成吉らもまた、ごく短い回答で、アメリカニズムの拒否を理由として挙げている。

4-2. 賛成意見の論拠

では、賛成意見においてはどのような理由が挙げられているだろうか。反対意見とは異なり、賛成意見は「女性が行う無償の家事労働に経済的評価をする」という問題設定の社会的意義を的確に理解していることがほとんどである。また、その論拠として海外の動向に触れたものが多いという特徴がある。

この問題の前提となっている、経済的に力がないために妻が夫に対して従属的にならざるを得ない状況への指摘は、表現は異なれど、ほぼすべての回答においてみられる。

婦人運動家である金子しげりの以下の回答はその典型的なものである。「人間の働きがお金に換算される世の中に於いては、独り主婦だけが、無給で、殆ど無制限の仕事を一即ち育児、家庭その他のかかり骨の折れる大切な仕事を、やらねばならないという議論は成立しまいと思います」「とにかく、お前を養ってやっているのだぞという顔をする男の前に、私達女は、俸給の支払いを請求する権利を持つと思います」(金子しげり pp.33-34)。女性作家西川文子もまた「子供より女中より誰よりもあはれな不自由な妻君が多くある事と思われます」(西川文子 p.40)と、金子と同じく女性の立場から現状の妻の地位を嘆いている。賛成派の3人目の女性である奥むめをは、「今の世の中は、すべてが貨幣価値で換算されるのですから一そして、殆どみなその多寡に依って値うちが決められるのですから、婦人の地位が卑しめられているのも、こういう世の中で、女がしている家事労働が貨幣価値に換算されないものだからです。細君業を投げ出して、あるいは学校の先生になり、タイピストになり、淫売婦になって、その相応の報酬をとっている女たちのように、細君として家事労働に追われている女も、その働きに対して報酬を求めることは、こういう世の中に生きていくためには、やむをえぬ適応法を案出したものでしょう」(奥むめを p.45)と喝破する。

主婦も家庭内で労働をしているからには、賃金を要求する資格があるということが、賛成派に共通する主張である。無政府運動の先駆者石川三四郎は、「今日の制度の如く、細君とは亭主に対して一種の筋肉労働を捧げる職業婦人であるならば俸給を要求するのは当然でありましよう。仮の枕の女郎でさえも其の労働には報酬があります。況や妻君業に於いてをやです」(石川三四郎 P.34)と述べる。これらの回答には、「淫売婦」や「女郎」の例の挙げ方に時代性が感じられるが、労働には対価があるべきという原則の確認が明確におこなわれている。

さらに石川は、「真のスイートホームを味わう」ためには、財産制度を見直すべきと主張する。当時政治家の道を歩んでいた片山哲も「我国夫婦財産制は、親族法の中でも頗

る封建的のもので、早晚何とか改正しなければならぬ問題である」(片山哲 p.41) と、既婚女性が財産権を有していない現状を批判している。妻への賃金という点では反対との回答をした帆足理一郎も「妻の財産を一般に認めず、一家の収入は凡て夫の財産とする我が国では、妻は一個の高等奴隷に外ならぬ。されば俸給を与える方が現在の状態よりは妻の経済的地位を引き上げることにはなりましようが、私は一步進んで夫婦共産制とするか、更に一步進んで一家の所得は凡て妻の財産にすべきであると思う。俸給生活者の所得は容易に妻の財産とすることができます。妻に一家の家政をお願いしてある以上、それが至当だと存じます」(pp.32-33) と述べる。

反対派が妻への賃金の支払いが夫がするものという枠組みでのみ議論するのに対して、賛成派では、家庭内での金銭のやりとりに限定するのではなく、国家による支給や社会的な保障の可能性に言及する回答がみられた。

アメリカ視察経験のあるジャーナリスト石井満は、「先天的失業者と相場の決まった女に、妻君としての給料を支払うということは結構ですね。いまの日本では、その給料を支払える良人がザラには居ますまい。それでは国庫で支払いますか」(石井満 p.32) とさらりと述べる。評論家一條忠衛も同じく、夫が支払う発想はとかく貧乏な世帯が多く共稼ぎの世帯もめずらしくない日本では良い考えとはいえないとし、「考え倦んだ末にこの厄介なる俸給問題を国家に背負わせて、国庫より支弁せよと叫ぶ時代にもなる可能性がある。一中略一何処から金を取るも同じ訳だ。愛人を苦しめせずに国家が代わって支払うのならば、これに優れる妙案はないと賛美するのみである」(一條忠衛 pp.43-44) と提案する。石橋湛山と並ぶ民間エコノミストとして知られる高橋亀吉は、「細君へ俸給を支払え」という要求の正当性を踏まえた上で、その支払い義務を夫にもとめるのは階級的な社会格差を鑑みると無理があると説明し、「私の信ずる所に由れば、それは主婦たる仕事に対しては、社会をして之に相応の報酬を支払わしむるような制度にしない限り、主婦の経済的独立は確保できるものではない」(高橋亀吉 p.37) と社会制度設計に視野を広げて論じている。

実現は容易ではないが、要求には十分な正当性があるとする下田将美は、「此の問題はひとり米国で唱道されているばかりではなく英国でも婦人界の興味ある論争の標(ま)となつて居り、失業保険法の内容改正にまで及んで居る。妻への俸給は、つまりは妻の財産権主張の延長に他ならない」と、失業保険と財産権の二つの法制度に言及する。実現の困難さを強調する生江孝之も、「海外に於ける基準賃金や基準俸給に対する最近の思潮」(現在の最低賃金制度につながる議論回制度である)に触れ、「その個人の能力や能率を基調とせず、其の家族が人間として文明社会に伍して行くに必要な生活費を支給するを原則とするに至った」と紹介し、オーストラリア政府が1907年及び1920年に設定した基準賃金においては主婦のための生活費娯楽費等が含まれており、それこそ「主婦の受くべき当然の権利である」と解説する。

賛成の回答をした諸氏の多くは、フェミニズムのみならず社会改革に関する海外の動

向に明るく、法制度上の改革によって日本の社会状況を改善する方策を展望する視野を有している点が印象的だ。それを可能にしているのは、留学や視察などの海外滞在経験、今回題材となった *The Nation* 誌など英語のマスメディアや専門書に日常的に触れている習慣と語学力、さらに労働問題や社会政策を読み解く社会科学的な知識などの要因ではないかということが、各人のプロフィールと回答の語り口を照らしあわせて見えてくる。女性が置かれた状況への共感力だけでなく、場合によっては思想的立場性よりもむしろ客観的に社会の動向をつかむ力が、的確な判断につながることも推測される。

5. おわりに

清沢渕の「妻君業」は、約 50 年後の主婦論争の中で家事労働有償説の先駆けとして再び『婦人公論』（1971 年 1 月号再録特集「代表的論文がえがく女性解放の六〇年」）の誌面に掲載された。大正末期に時代を先取りした議論がなされたのは、ちょうどその頃学歴を身につけ都市で俸給生活者になった男性を家長とする近代家族が増え始め、外で働く夫を支える主婦という近代的な女性のライフスタイルが新しいスタンダードとして注目されていたからだといえよう。

The Nation 誌もまた、創刊 150 周年にあたる 2015 年に、1926 年のこの「妻に対する賃金」論争について、21 世紀の現在から振り返ってみて実に先進的なものであったことを回顧する記事を掲載している (Michelle Chen 2015)。Chen (2015) は、スティーブンスが展開した、家庭を株式会社ととらえ、主婦にも報酬が与えられてしかるべきだとする主張は、1970 年代の家事労働に賃金を求める運動や、現在のナンシー・フレーザー (Nancy Fraser) のようなラディカル・エコノミストによるフェミニスト経済学の議論を先取りしていたと評価する。すなわち、ケア労働を再考し、ペイド・ワークとアンペイド・ワークの相補的な関係性を認識した上で、公正な賃金体系や平等の達成をする流れなどにつながる先見の明を示していたと指摘している。

21 世紀の現在、国際的な潮流となっている、家事労働をはじめとする無償労働の経済的評価に関わる論点は、第二派フェミニズムより以前、19 世紀末から 20 世紀初頭にすでにかなり出そろっていたことがわかる。19 世紀末から 20 世紀にかけては、婦人参政権や女子教育の権利を主張した第一波フェミニズムの隆盛期である。第一波フェミニズムは、公的領域での平等を目指したのに対して、第二派フェミニズムは公私の境界を問い直すとともに私的領域の性差別を明るみに出したと評価されることが多い。だが、第一波フェミニズムの時期において、すでに私的領域での女性の従属的な地位や不均衡な男女の関係性が、労働市場や国家による法制度・社会保障制度と交差する形で問題視されていた (Traikovski 2003 など)。1920 年代の日本およびアメリカのマスメディアでの論争を掘り起こすことで、そのことにあらためて光を当てることができたのではないかと考える。

公的領域との近代的な性別役割分業の成立期から公私の分離、その中で女性の労働が無償労働になっていくことの不合理は、当初から否応なく意識され、問題視されていた。家庭での主婦の無償労働が天命であり金銭的評価にはなじまない神聖なものだという考え方が、何の疑問も抱かれずに当然視されていた時代があったという歴史認識は誤りである。疑問は常に呈されていたのだ。

しかし、家事労働が無償で主として女性にとって担われていることは当然だという考え方が、現在ある程度定着している。無償労働をめぐる不合理を隠蔽する発想や制度が、ここで取り上げた論争以降、20世紀を通じて周到に構築されていったことも忘れてはならない。結果として、国民経済・公的な統計において、経済的試算をする必要性や意義がグローバルに認識されるようになった21世紀の今も、無償労働の実態はあまり変わっていない。冒頭で見たように、むしろ無償労働の量は増加しているかもしれない。にもかかわらず、無償労働に対して対価を保障する方法はまだ確立されていない。この事実の重さを見つめ、なにゆえ一世紀以上かかっても、無償の主婦労働をめぐる論点は論点のままなのかを、引き続き検討したい。

文献一覧

Baker, La Reine Helen (1912), *Race Improvement or Eugenics : a Little Book on a Great Subject*, New York ,DODD, MEAD AND COMPANY

Chen, Michelle (2015), The Absurdly Rational Logic of Wages for Wives, *The Nation*, April 7,2015
 マリアローザ・ダラ・コスタ Dalla Costa, Mariarosa (伊田久美子・伊藤公雄訳) (1986)『家事労働に賃金を一フェミニズムの新たな展望』インパクト出版会

Stevens, Doris (1926), Wages for Wives : II The Home as a Joint-Stock Company, *The Nation*, January 27, 1926.

橋本美由紀 (2020) 「無償労働の経済的評価」『日本労働研究雑誌』労働政策研究・研修機構

橋本美由紀 (2010) 『無償労働評価の方法および政策とのつながり』産業統計研究社

Hays, Arthur Garfield (1926) ,Wages for Wives : I A Negative Report, *The Nation*, January 20, 1926

Johnston Willion (1925), *These Women*, COSMOPOLITAN BOOK.Co

経済企画庁 (1997a) 『無償労働の貨幣評価について』

(<http://www5.ca0.go.jp/j-j/doc/unpaid-j-j.html> に掲載、2008年11月25日現在)

経済企画庁 (1997b) 『あなたの家事のお値段はいくらですか？—無償労働の貨幣評価についての報告』大蔵省印刷局

木村涼子 (2007) 『「主婦の仕事」を考える—ケアという労働』、足立真理子・伊田久美子・

木村涼子・熊安貴美江 (2007) 『フェミニスト・ポリティクスの新展開』明石書店

木村涼子 (2010) 『<主婦>の誕生—婦人雑誌と女性たちの近代』吉川弘文館

清澤潤 (1926) 『モダンガール』金星堂

- 清澤冽 (1931) 「現代職業婦人の諸問題」『婦人公論大学 婦人職業篇』中央公論社
- 久場嬉子・竹信三恵子 (1999) 『「家事の値段」とは何か』岩波ブックレット No.473 岩波書店
- 香内信子編 (1984) 『資料 母性保護論争』ドメス出版
- 内閣府経済社会総合研究所 (2018、2019 修正版) 『無償労働の貨幣評価』内閣府
- Owen, Harold(1912), *Woman Adrift: A Statement of the Case against Suffragism*, New York,E. P.DUTTON & COMPANY
- Stephen, Isabel (1926), Marriage Contracts won't work!", *Zanesville Times Signal* (Zanesville, Ohio), March 28, 1926
- Traikovski, Louie (2003), The Housewives' Wages Debate in the 1920s Australian Press, *Journal of Australian Studies* vol.27
- 上野千鶴子編 (1982) 『主婦論争を読む 全記録 I、II』勁草書房
- Walsh, Correa Moylan (1917) *Feminism*, New York, STURGIS & WAILTON Co.

**Controversy over the economic evaluation of domestic work in prewar Japan:
On “*Saikun-gyou* (Wife as a profession)” by famous political critic Kiyoshi
Kiyosawa**

Ryoko KIMURA

Since the 1960s–1970s, second-wave feminism has highlighted the problem that there is a fixed gender role division of labor and that domestic labor is unpaid. Now, the necessity of an economical evaluation of such unpaid work has been recognized internationally in response to such feminism. The origin of an evaluation of unpaid housework can be traced back to the beginning of modern times. This paper aims to clarify the discussion on unpaid domestic labor by housewives in the early modern era when the lifestyle of housewives was being established, focusing on what the “wages for wives” controversy that developed in Japan and the United States in 1926 reveals. Results of the analysis show that there was a questionable view about the situation that housewives’ domestic labor within the private sphere was unpaid and that housewives had to depend on husbands economically.